

3/16 期限 早めに準備しましょう

確定申告

今年も確定申告の時期が近づいてきました。確定申告は、昨年1年間にあった所得について最終的な報告をすることで、正しく課税し納税するための大切な手続きです。申告の必要がある方は、忘れずに期限内に申告しましょう。

町は、申告会場への来場が不要なe-Taxや郵送による申告を勧めています。申告方法の詳細は、5ページをご覧ください。

住民税申告者などを対象に申告会場を開設

盛岡税務署は、e-Taxや郵送で確定申告できない方向けに令和8年2月16日から3月16日までの平日に、確定申告書作成会場をキオクシアアイーナ（盛岡駅西口、以下アイーナ）に開設します。

これに伴い町は、アイーナ会場に行けない方やe-Tax、郵送を

利用できない方のうち、申告内容が複雑でない方や住民税の申告をする方を対象に2月16日から、確定申告書作成会場を開設しますのでご利用ください。（詳細5ページ）

申告会場での待ち時間短縮のため、事前に必要な書類をまとめてご来場ください。

収支内訳書作成相談会2月2・3・5・6日 (確定申告書は受付不可、青色申告関係は対象外)

町の会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、住民税の申告をする方で事業所得（営業・農業等）や不動産所得を有する方を対象に、収支内訳書作成相談会を2月2・3・5・6日に開催します。

5ページの日程表をご覧の上、ご来場ください。会場では作成時の疑問点を相談できます。

◆持ち物（例）

- ・過去2～3年分の収支内訳書の控え（減価償却費の計算）
- ・収支計算に必要な帳簿や伝票など（収入と経費の科目別に分けるなど、事前に分類）
- ・収入支出の分かる関係書類
- ・筆記用具・電卓 など

申告にあたってのその他の注意点

申告の際は6ページをご確認の上、次の点もご協力ください。

- ◆内容が複雑で収支内訳書や申告書の作成が難しい方は、税理士へ相談しましょう。
- ◆役場会場で確定申告した場合、受付日時が入力されている送信票は申告の翌日以降にお渡しできますので、必要な方は事前にご連絡ください。

- ◆申告は定められた書面で行うことにより有効となります。電話や手紙などでは、申告を行ったことになりません。
- ◆令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行いません。申告書などを書面で提出する場合、申告書などの正本（提出用）のみをご提出（送付）ください。

「障害者控除対象者認定書」おむつ代医療費控除「確認書」の発行

①「障害者控除対象者認定書」

障害者手帳を持っていなくても、介護保険の要介護認定を受けていて一定の基準に該当する方は、申請により町発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられます（基準など詳細はお問い合わせください）。

●発行・問い合わせ

介護保険被保険者証をお持ちの上、役場健康長寿課長寿支援係（さわやかハウス内 019-611-2833）でお手続きください。

②おむつ代医療費控除「確認書」

次の要件を全て満たす方は、申請により医師の発行する「おむつ使用証明書」の代わりに提出できる、町の「確認書」の交付を受けられます。

- ・要介護認定を受けている
- ※この控除を受けるのが1年目の場合、6ヶ月以上の認定期間が必要です。
- ・要介護認定の際に使用した主治医の意見書で、寝たきり状態で尿失禁の可能性があると認められている

申告書作成会場「アイーナ会場」

入場には時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。会場で当日配付しますが、状況によって後日の来場をお願いすることがあります。なお、LINE（QR）で事前発行できますので、ご利用ください。※盛岡税務署に作成会場はありません。

◆開設場所 アイーナ7階（盛岡市盛岡駅西通1-7-1）

◆開設日時 2月16日（月）～3月16日（月）の平日午前9時～午後4時

※3月1日（日）は開設

◆持ち物 申告に必要な各種書類、スマートフォン（タブレット端末も可）、マイナンバーカード

●LINEで入場券を取得する方法



①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友達追加。（QRから）

②「メインメニュー」タブの「申告相談の申込」を選択

③「盛岡税務署」と来場希望日を選択し、「申込」を押して完了

国税庁 確定申告書等作成コーナーはこちら



【スマホ・マイナンバーカード利用】自宅からe-Taxでの申告が便利です! 盛岡税務署 (019-622-6141)

すでに約7割の方が、e-Taxで申告しています。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、金額などを入力すると自動計算され、確定申告書を作成できます。また、作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信できます。

さらにマイナポータルと連携すれば、給与などの収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税などの控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力できます。詳細は国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

マイナンバーカード方式

- ◆準備するもの ①マイナンバーカード(電子証明書が格納されているもの)
- ②インターネットに接続されているパソコン+ICカードリーダライタ(家電量販店などで購入可能)、またはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンなど
- ※マイナンバーカードは申請から交付まで1ヶ月程度かかります。取得方法は、役場町民環境課戸籍窓口係(019-611-2502)へ。

電子申告の利用可能時間
1月5日(月)午前8時30分～3月16日(月)
※メンテナンス時間を除き 24時間利用可

郵送による申告

◆申告書の作成

ご自宅などのパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し印刷してください。または、税務署や役場税務課窓口(2-1窓口)で配布している確定申告書様式により作成してください。(確定申告関係用紙は1月末から設置予定です)

◆提出方法

仙台国税局業務センター盛岡分室(〒020-0866盛岡市本宮2-1-3)宛てに必要料金分の切手を貼り郵便で提出、または2月16日(月)～3月16日(月)に役場4階に設置の「提出ボックス」へ投函してください。

【個人住民税】 電子申告がスタートします

自宅で住民税の申告ができます。詳細は町ホームページをご確認ください。

- ◆申告方法 マイナポータルや町のホームページを経由して「eLTAX個人住民税電子申告システム」にアクセスし申告
- ◆必要なもの マイナンバーカードとパスワード(数字4桁、英数字6～16桁)

住民税の申告が不要な方

次のいずれかに該当する場合

- ・所得税の確定申告書を提出された方
- ・給与所得のみで、年末調整をしている方
- ・公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の所得のみで、公的年金等の源泉徴収票の記載以外に控除を受けない方

住民税申告も郵送で行えます

住民税申告が必要な方で、ご自分で申告書を作成し郵送で提出したい場合は、申告書用紙を送付します。税務課賦課係(019-611-2522)までお問い合わせください。

●行政区別のグループ

A	南矢幅6区、南矢幅7区、和味、館前、桜屋、岩清水、室岡、太田、白沢
B	上赤林、下赤林、南昌、広宮沢1区、広宮沢2区、流通センター、城内、煙山、南煙山、矢次、新田1区、新田2区、南矢幅1区、南矢幅2区、南矢幅3区、南矢幅4区、南矢幅5区、南矢幅8区、南矢幅9区
C	西徳田1区、西徳田2区、東徳田1区、東徳田2区、間野々、土橋、北郡山、南矢幅10区
D	高田1区、高田2区、高田3区、藤沢1区、藤沢2区、下北、矢巾1区、矢巾2区、矢巾3区

確定申告書 作成会場・日程

◎会場 役場4階大会議室

2月16日～20日は大変な混雑が予想されるため、24日以降の来場をご検討ください。

午前の部 8時30分～10時30分

午後の部 1時～3時

※受付時間の変更にご注意ください。

2月16日	(月)	A
2月17日	(火)	B
2月18日	(水)	C
2月19日	(木)	D
2月20日	(金)	A
2月24日	(火)	B
2月25日	(水)	C

2月26日	(木)	D
2月27日	(金)	A
3月 2日	(月)	B
3月 3日	(火)	C
3月 4日	(水)	D
3月 5日	(木)	A
3月 6日	(金)	B

3月 9日	(月)	C
3月10日	(火)	D
3月11日	(水)	地域問わず 利用可
3月12日	(木)	
3月13日	(金)	
3月16日	(月)	

※所得税を申告する方で平日来場が難しい方は、3月1日(日)にアイーナ会場へ。

事業所得(営業・農業など)
不動産所得のある方向け

収支内訳書作成相談会

◎会場 役場4階大会議室

※確定申告は受け付けません

	午前の部 9時～11時	午後の部 1時～3時
2/2	(月)	A
2/3	(火)	C
2/5	(木)	B
2/6	(金)	D

※2/4(水)は開催しません。

6ページに確定申告の詳細を掲載

確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日～12月31日に得た全ての所得と、それに対する税額を計算して翌年3月15日までに所轄の税務署に申告することです。

また、あらかじめ所得税を源泉徴収で納めている場合や、予定納税で前払いしている場合もあるため、所得税の精算手続きの側面もあります。

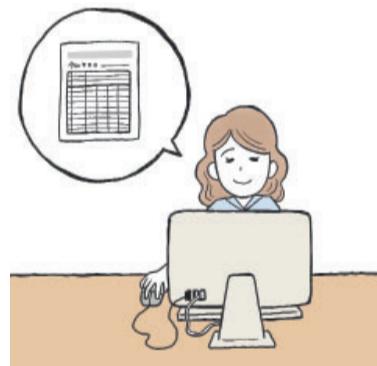
町で受け付けるのは「所得税の還付申告」「所得税を納める申告」「住民税の申告」に大きく分けられます。

「所得税の還付申告」は義務ではありませんが「所得税を納める申告」は必ず確定申告してください。申告をしない場合、期限を過ぎて申告をすると、延滞税や加算税が科せられます。

また「住民税の申告」をしないと、所得課税証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金が受けられないなどの不利益があります。必ず期限内に、正しく申告をしましょう。

申告書はどこに提出するの？

所得税の確定申告書は盛岡税務署に提出します。ただし、令和8年1月1日現在で矢巾町に住んでいる方に限り、2月16日から3月16日の間のみ、役場の確定申告書作成会場でも所得税の確定申告書を提出できます。期間中の会場は大変混雑しますので、e-Taxの利用をご検討ください。



申告書にマイナンバーの記載が必要です！

所得税および復興特別所得税の確定申告書などの各種申告書や法定調書などは、①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

なお、本人確認書類は、①マイナンバーカード、②マイナンバーカードをお持ちでない方は番号確認書類*と運転免許証など本人確認ができるものとなります。

*個人番号記載の住民票または通知カード
(記載内容が現在と変わらないもの)

確定申告が必要な人は？

所得税の確定申告が必要な方

①事業所得(営業・農業など)や、不動産所得がある方

②給与所得があり、次の事項に該当する方

(a) 給与収入金額が2,000万円を超える

(b) 給与以外の所得が20万円を超える

(c) 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与がある

(d) 年の途中で退職したなどの理由で年末調整をしていない

③公的年金所得があり、次の事項に該当する方

(a) 公的年金以外の所得が20万円を超える方

(b) 公的年金収入が400万円を超える方

④雑所得(個人年金や報酬など)や一時所得(満期保険金や満期払戻金など)、配当所得などの収入がある方

⑤土地や建物、山林、株などの譲渡による所得がある方

⑥住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を初めて申告する方

⑦医療費控除などを申告し、源泉所得税の還付を受ける方

住民税の申告が必要な方

⑧障害年金や遺族年金など非課税の所得のみの方

⑨自分自身には全く収入が無く、他者からの援助で生活をしていて、誰の被扶養者にもなっていない方

⑩町外に住んでいる方の被扶養者

⑪給与所得以外の所得がある方

年金以外の所得がある方

確定申告が不要な人は？

①勤め先で年末調整済みで、確定申告による控除などが不要の方

②年末調整済みの会社員などの被扶養者(専業主婦や扶養家族など)

確定申告に必要なものは？

1所得を証明する書類

(a) 事業所得(営業・農業など)や不動産所得がある方…収支内訳書とその根拠となる帳簿・売上明細・領収書などの事業の収支を明らかにする書類

(b) 給与所得、公的年金などの収入、退職所得がある方…源泉徴収票

(c) 個人年金収入がある方…支払金額・必要経費・源泉徴収税額が分かるお知らせなど

(d) 原稿料や講演料などを受け取った方…その支払調書などと必要経費の領収書

(e) 満期保険金などを受け取った方…総合課税対象額が記載された支払明細書など

(f) その他所得が分かる支払明細など

②控除を申告する項目の支払いなどを証明する書類

(a) 社会保険料(国民年金や任意継続、国保税など)の領収書

(b) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書

(c) 障害者控除を申告する場合、障害者手帳や障害者控除対象者認定書

(d) 住宅ローン控除が2年目以降の場合、令和7年分住宅借入金等特別控除申告書、住宅取得資金に係る年末残高等証明書 ※住宅借入金等特別控除を初めて申告する場合はアイーナ会場へ。

(e) 医療費控除を申告する場合、「医療費の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し提出 ※領収書の提出では受付できません。支払いと給付の領収書を集計し、明細書を作成してください。明細書の用紙は国税庁ホームページからダウンロードするか、役場1階税務課賦課係の窓口で取得できます。

(f) 寄附金控除を申告する場合、寄附した自治体、団体などから交付を受けた寄附金の受領証など ※ふるさと納税のワンストップ特例を申請していても、確定申告する場合はワンストップ特例が無効になるため、ふるさと納税分も含めて申告する必要があります。

③認め印

④申告者名義の金融機関の通帳と通帳印

⑤税務署から送付された申告書や所得計算用紙、はがきなど

⑥過去2～3年の間に申告した方は、その収支内訳書と申告書の控え

⑦申告者のマイナンバーカードまたは個人番号確認書類および本人確認書類

⑧利用者識別番号の分かる資料(番号を持っている方のみ)